

令和4年産主食用米等の「生産量の目安」の基本的な考え方

令和3年12月24日

三重県農業再生協議会

1 県全体で引き続き米の需給調整に取り組む必要性

全国の米の需要量は、人口減少や食の多様化を背景とした減少幅の拡大傾向に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による減少等により、需給緩和傾向となっています。このため、米価の安定と県産米の振興に向け、米の需要に応じた生産を強化していく必要があります。

2 令和4年産三重県の「生産量の目安」の考え方

三重県農業再生協議会では、生産者が需要に応じた生産に取り組めるよう、三重県の「生産量の目安」を次の方法で算出します。

- (1) 国が公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に準じ、令和3/4年及び令和4/5年の三重県産主食用米の需給見通しを算出します（別紙）。
- (2) この需給見通しから算出した令和4年産主食用米等生産量を「主食用米生産量の目安」とします。
- (3) 食用米生産に供する種子については、県産米の安定生産を図る上で重要であることを鑑み、「水稻種子生産量」の必要分とします。
- (4) 「主食用米生産量の目安」に、「水稻種子生産量」を加え、三重県の「生産量の目安」とします。

(別紙)

●三重県の主食用米の需給見通し

令和3 / 4年

(単位：トン)

令和3年6月末民間在庫量	A	19,863
令和3年産主食用米等生産量	B	128,200
令和3 / 4年主食用米等供給計	$C = A + B$	148,063
令和3 / 4年主食用米等需要量	D	129,235
令和4年6月末民間在庫量	$E = C - D$	18,828

令和4 / 5年

(単位：トン)

令和4年6月末民間在庫量	E	18,828
令和4年産主食用米等生産量	F	<u>128,691</u>
令和4 / 5年主食用米等供給計	$G = E + F$	147,519
令和4 / 5年主食用米等需要量	H	128,691
令和5年6月末民間在庫量	$I = G - H$	18,828

※令和3年6月末民間在庫量は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（農林水産省令和3年11月）」の値とした。

※令和3年産主食用米等生産量は、「農林水産統計 令和3年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量（農林水産省令和3年11月9日公表）」の値とした。

※令和3 / 4年主食用米等需要量は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（農林水産省令和3年11月）」の需要実績の三重県の直近3年間の全体需要量の平均値に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所平成29年4月公表）」の人口の対前年比率を乗じて算出した。

※令和4 / 5年主食用米等需要量は、令和3 / 4年主食用米等需要量に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所平成29年4月公表）」の人口の対前年比率を乗じて算出した。

※令和5年6月末民間在庫量は、令和4年6月末在庫量より増加しないようにするものとして設定した。

●水稻種子生産量

令和4年産県内採種計画数量 玄米438トン

3 令和4年産三重県の「生産量の目安」

「主食用米生産量の目安」 + 「水稻種子生産量」
128,691トン + 438トン

「生産量の目安」
129,129トン

主食用米生産量 対前年比率
令和4年産128,691トン／令和3年産132,336トン
97.25% (減少率2.75%)

(参考)

〈国〉

※令和3年産国の適正生産量693トン

令和3年11月基本指針

令和4年産国の適正生産量 675万トン

令和4年／令和3年 対前年比率 97.40% (減少率2.60%)

令和3年／令和2年 対前年比率 96.65% (減少率3.35%)

〈三重県〉

令和3年／令和2年 対前年比率 96.91% (減少率3.09%)

令和2年／令和元年 対前年比率 98.76% (減少率1.24%)

令和元年／平成30年 対前年比率 98.78% (減少率1.22%)

4 令和4年産地域農業再生協議会の「生産量の目安」の考え方

三重県農業再生協議会では、生産者が需要に応じた生産に取り組めるよう、主食用米の「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に提供しています。

令和4年産においても、引き続き、「生産量の目安」を提供します。

「生産量の目安」の具体的な算出方法は、以下のとおりです。

- (1) 平成29年の各市町別生産数量目標のシェアを固定し、令和3年産の三重県の「主食用米生産量の目安」に対する、令和4年産の「主食用米生産量の目安」の「対前年比率」を求め、この「対前年比率」を令和3年産の各地域農業再生協議会別「主食用米の生産量の目安」に乗じて、令和4年産の「主食用米の生産量の目安」を算出します。
- (2) 食用米生産に供する種子については、県産米の安定生産を図る上で重要であることを鑑み、必要となる「水稻種子生産量」を算出します。
- (3) 「主食用米の生産量の目安」に、「水稻種子生産量」を加え、各地域農業再生協議会の「生産量の目安」とします。